****

グロービング株式会社定款

****

平成２８年１２月３０日　作　　成
平成２９年　１月２０日　設　　立
令和　３年　３月１２日　変　　更
令和　４年　５月２５日　変　　更
令和　４年　８月２６日　変　　更
令和　５年　５月３１日　変　　更
令和　５年　９月０１日　変　　更
令和　６年　８月３０日　変　　更
令和　６年　９月２０日　変　　更

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、グロービング株式会社と称する。英文ではＧｌｏｂｅ－ｉｎｇ　Ｉｎｃ．と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．デジタルサービスの企画、戦略立案、構築、運用

２．デジタルソフトウエアの開発、販売、提供

３．データサイエンスによる市場等の調査及びその分析、情報の提供、事業戦略の立案

４．デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ化）の実行サポート

５．アドバイザリーサービス

６．各種調査サービス

７．労働者派遣事業

８．ヘッドハンティングサービス

９．動画撮影、編集、提供、シナリオ策定、ＹｏｕＴｕｂｅ等動画配信プロデュース

１０．人材育成のための講演・セミナー等による教育事業

１１．有料職業紹介事業

１２．前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。

②　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２０，０００，０００株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の売渡請求）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第10条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その

他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第13条　当会社は、毎年５月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株主総会

（招　集）

第14条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）

第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の解任）

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

② 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

（代表取締役及び役付取締役）

第28条　取締役会はその決議により代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（議事録）

第 29 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 30 条　取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の責任の一部免除）

第31条　当会社は、会社法第４２３条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第４２５条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役の報酬等）

第32条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第33条　監査役の員数は、３名以内とする。

（監査役の選任）

第34条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②　監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

④　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

（常勤監査役）

第 36 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役の責任の一部免除）

第 37 条　当会社は、会社法第４２３条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第４２５条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役の報酬等）

第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集）

第39条　監査役会は、各監査役がこれを招集する。

② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（監査役会の決議）

第40条　監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（監査役会の議事録）

第41条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第42条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第43条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第44条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　　計　　算

（事業年度）

第46条　当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月３１日までとする。

（剰余金の配当等）

第47条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

②　当会社は、毎年５月３１日又は１１月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

（配当金の除斥期間）

第48条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②　未払の配当金には利息をつけない。

附　　則

変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社（以下、「振替株式発行会社」という。）になった日から効力を生ずるものとする。

２　変更案第 16 条の新設が効力を生ずるまでは、変更案第 17 条以降の条数から１を減ずるものとする。

３　本附則は、当会社が振替株式発行会社となった日にこれを削除する。